

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年 7月21日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所南勢拠点長 中易 千早

1. 調 達 内 容

- (1) 調 達 件 名 単細胞タンパク質培養業務 1式
- (2) 調 達 の 仕 様 入札説明書による。
- (3) 履 行 期 限 令和4年 1月31日
- (4) 履 行 場 所 三重県度会郡南伊勢町中津浜浦422-1
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所南勢庁舎
- (5) 入 札 方 法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に当該金額及び消費税を切り捨てた金額を切り捨てた金額）を、その入札者であるか否かにかかわらず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書の交付を受けること。
① 直接交付
三重県度会郡南伊勢町中津浜浦422-1
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所南勢庁舎管理チーム
電話 0599-66-1887
FAX 0599-66-1962
② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「単細胞タンパク質培養業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。
③ メールによる交付
任意書式に「単細胞タンパク質培養業務入札説明書メールアドレスにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和3年8月2日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑

をとりまじめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行う
 とともに当該機構のホームページにて公表することにより入
 札説明会に代える。降に質疑が発生した場合も随時受け付け、
 同様に対応する。内容に個人に関する情報であって特定の個
 人を識別し得る記述がある場合は、当該箇所を伏せ
 害するおそれのある記述を公表せず、質疑者のみに回答す
 ることとする。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 令和3年8月16日 14時00分
 三重県度会郡南伊勢町中津浜浦422-1
 国立研究開発法人水産研究・教育機構
 水産技術研究所南勢庁舎 会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 令和3年8月16日 12時00分
 3. ①に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
 次の①及び②に該当する契約先
 ① 当該機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
 ② 当該機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2
 なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
 ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。
 ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報
 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
 ① 当該機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
 ② 当該機構との間の取引高
 ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
 ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
 ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他
当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。また、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をなすので、ご了知願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名 単細胞タンパク質培養業務
2. 業務目的 本業務は、高温性水素細菌について量産培養し、膜分離により濃縮及び集菌を行い、培養産物の取得をおこなうことを目的とする。
3. 業務期限 令和4年 1月31日
4. 納入場所 三重県度会郡南伊勢町中津浜浦 422-1
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所 南勢庁舎
5. 業務内容
 - [提供物]
高温性水素菌株(*Hydrogenophilus thermoluteolus* TH-1)を平板プレート上に植菌したものをプレートとともに提供する。
 - [業務内容]
 - 1) 予備培養
小容量での培養により、量産培養のための予備データを取得し、培養条件を決定する。作成した菌体を一部集菌して正常な増殖が得られることを確認する。その後、小規模のシード培養を行い、摂取菌体を調製する。高温性細菌のため培養は約 52℃とする。
 - 2) 量産培養
2kL 発酵槽（6割仕込み）を用いて、菌体の大量調製のための本培養を行う。発酵槽の状態および菌体の増殖状況は随時モニターしながら記録を行う。高温性細菌のため培養温度は約 52℃とする。
 - 3) 濃縮と集菌
作製した菌体は飼料原料として使用するため、極力水分を除いた状態とするため、膜分離等による濃縮と集菌操作を行う。
 - 4) 充填
集菌した菌体はプラスチック容器等に収容し、凍結または冷蔵状態にて引き渡す。
6. 成 果 品 2t 発酵槽における培養産物全量。※生産物は菌体ペーストとする。
作業報告書 1部
7. そ の 他
 - 1) 菌株や培養工程の情報に関しては逸出や漏洩を防止し、菌株譲渡機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構の発行した「生物遺伝資源の分譲と使用に関する同意書」を遵守して実施する。
 - 2) この仕様書に記載の無い事項については、担当職員の指示に従うこと。